

令和4年度 守谷市地域密着型サービス事業者(看護小規模多機能型居宅介護)公募に係る質疑応答書

質問事項 1	助成金・補助金について
質問内容	県以外が主宰する助成金や補助金に対する申請を行うにあたり、市への報告は必要か。
質問に対する回答	茨城県地域医療介護総合確保基金事業の交付が決定された場合には、適宜報告が必要になります。また、別の負担（補助）金等において補助対象となっている費用は除いての交付となります。 なお、交付すべき補助金の額が確定してから、その額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について返還を求めます。

質問事項 2	定款変更の時期について（公募書類提出時は定款に介護事業の記載がなくてもよいか）
質問内容	他の事業で定款変更の予定があり、8/31の書類提出〆切時までには定款の変更が行えない可能性がある。8/31の時点では介護事業の記載のない定款の提出でもよいか。その後「可能になり次第早急に定款変更を行う」などの確約書は必要か。
質問に対する回答	応募時点での定款の変更の必要はありませんが、定款変更確約書を提出していただきます。また、9月の選定審査までには変更後の定款が必要となります。

質問事項 3	近隣住民への説明について、8/31提出の書類には計画の記載でもよいか。
質問内容	近隣住民の方々に対する説明について、8/31の時点では計画でよいか。実際に何らかのアクションを起こす必要があるか。また、説明会を行うなどの際は守谷市からの指導や同席はあるか。
質問に対する回答	<p>募集要項に基づき、事業予定地の地域住民に対して、可能な限り早急に丁寧な説明を行ってください。また、提出書類には今後の説明等の詳細なスケジュールの記載をお願いします。</p> <p>なお、市は貴団体が行う説明会についての指導はありません。また、説明会は同席いたしません。</p>